ひたちなか市議会経済建設委員会

令和3年9月15日午前9時58分開議 議事堂棟第2,3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第104号 ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第106号 ひたちなか市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第107号 ひたちなか市特定道路に係る移動等円滑化のために必要な市道の構造に 関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第109号 市道路線の認定及び変更について

議案第110号 東中根高場線常磐線立体交差新橋増設工事委託事業に関する協定の締結 について

○出席委員 8名

経済建設委員会 樋之口 英嗣 委員長

大 内 健 寿 副委員長

井 坂 涼 子 委 員

萩 原 健 委 員

雨澤正委員

三 瓶 武 委 員

井 坂 章 委 員

打越 浩委員

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

経済環境部 井 坂 健 一 経済環境部長

森 山 雄 彦 経済環境部副部長

西 野 浩 文 観光振興課長

田 辺 稔 観光振興課長補佐兼係長

建設部 三 木 昭 夫 建設部長

祖 田 章 道路管理課長

飯 田 寛 道 道路管理課技佐

柴 田 聡 道路管理課路政係長

星 野 博 之 住宅課長

住 谷 真 志 住宅課長補佐

飛 田 栄 樹 住宅課技佐兼営繕係長

平 戸 靖 彦 住宅課住宅係長

都市整備部 小 倉 健 都市整備部長

神 永 明 都市計画課長

小和瀬 晃 都市計画課長補佐兼計画係長

○事務局職員出席者

議会事務局 益 子 太 主幹

草野大輝主事

経 済 建 設 委 員 会

令和3年9月15日(水)

午前9時58分 開会

○樋之口委員長 おはようございます。少々時間は早いのですが、全員おそろいですので始めたいと思います。これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案5件です。

審査の進め方につきましては、議案番号順に議案の説明、質疑、討論、採決という流れで審査を行いたいと思います。以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に議案第104号 ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。井坂経済環境部長。

○井坂経済環境部長 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議案第104号 ひたちなか市基金条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

この条例は、森林環境譲与税が令和元年度から本市に譲与されたことに伴い、譲与税の使途の明確化を図り、森林の整備など将来の事業に備えるため、本条例中にひたちなか市森林環境 基金を新たに追加したものであります。

今回の条例改正につきましては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律が本年10月1日から施行されることに伴い、改正するものであります。

具体的には、同法において木材の利用を促進する主な対象について、公共建築物としていたものを民間建築物を含む建築物一般に拡大するとともに、脱炭素社会の実現のための改正が行われ、法律の名称が脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律へと変更されることになります。これらの変更に伴い、3ページの新旧対照表のとおり、ひたちなか市森林環境基金の項中で引用しております法律の名称及び条項の変更を行おうとするものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋之口委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しま

した。

次に、議案第106号 ひたちなか市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。 提出者の説明を願います。井坂経済環境部長。

〇井坂経済環境部長 それでは、続いて議案第106号 ひたちなか市と茨城県信用保証協会 との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条 例制定についてご説明いたします。

本条例は、東日本大震災の影響により多重債務問題を抱える中小企業者等の再生を支援する ため、茨城県信用保証協会が債権を放棄した場合等において、本市が同協会から回収納付金を 受け取る権利の放棄を迅速に行えるよう、平成24年3月29日に定めたものであります。

今回の条例改正につきましては、本条例で引用している産業競争力強化法が、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新たな日常に向けた事業環境の整備や、生産性向上特別措置法の廃止に伴い規制改革の実証制度が同法に移管され、恒久化されるため、本日9月15日に同法が一部改正されることに伴い、本条例を改正するものであります。

具体的には、3ページの新旧対照表のとおり、本条例第3条中、回収納付金を受け取る権利の放棄において引用している条項にずれが生じたため、該当箇所について、第2条第20項及び同条第21項へ変更しようとするものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋之口委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しま した。

次に、議案第107号 ひたちなか市特定道路に係る移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。三木建設部長。

○三木建設部長 改めて、おはようございます。

それでは、議案第107号 ひたちなか市特定道路に係る移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正及び同法に関する移動等円滑 化のために必要な道路の構造に関する省令が改正されたことによる旅客特定車両停留施設が適 用対象となったため、追加するとともに、本条例で引用する名称等所要の改正を行うものであります。

議案書3ページ,新旧対照表をご覧いただき,第1条中,3段目,「特定道路として指定された」を「移動等円滑化のために必要な」に改めるものであります。

第2条中,2段目,「道路の構造」の次に「及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法」を加えるもの。

また,第3条中,「特定道路」の次に「又は旅客特定車両停留施設」を加え,さらに同条第1号,「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を加えるものであります。以下,第2号から第5号について,末尾に「の構造」を加えるもの,さらに第6号を第7号に改め,第6号に「旅客特定車両停留施設の構造」を加えるものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

- ○樋之口委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。打越委員。
- ○打越委員 これは、この間の千葉県の八街市とか、いろいろな道路の構造令に関しての話が 入っていると思うんですけど、これを採用するに当たって、自転車歩行者専用道路とか、いろ いろな構造について支障がある場合の行政力というのはどういうふうに考えておりますか。
- ○樋之口委員長 祖田道路管理課長。
- ○祖田道路管理課長 ただいまのご質問ですが、例に出していらっしゃった交通事故の件とは全く異なるものでございまして、今までバリアフリー法と俗に言われていた法律が平成18年に施行されまして、それで、歩道の段差ですとか、そういったものを小さくして障害者や高齢者が使いやすくするというのがずっとこれまで進められてまいりまして、一定の効果が出てきているというところであります。

ここで言う特定道路の扱いなんですけれども、これはひたちなか市内では勝田駅周辺と佐和駅周辺の、その2か所のエリアの中にある路線でありまして、そこの中で、きっかけとなったのが2020年に予定されていた東京オリンピック・パラリンピックになるんですが、目的というのは、これまで高齢者や障害者を対象にバリアフリー化を進めてきたのに加えて、ユニバーサルデザインとして、高齢者、障害者以外の人も、誰もが使いやすくなるような道路の整備、あとは単なる道路だけではなくて、地区と地区を結ぶような鉄道ですとか、バスですとか、船とか飛行機もそうなんですけれども、そういった公共機関等の施設を全体的に使いやすくするのが目的でありまして、バリアフリー法がハード面を重点に置いていたのに加えて、この法改正につきましては、バリアフリー法の一部を改正することなんですけれども、ソフト面の部分を推進していくということが目的であります。

ですから、事故があったところは交通安全施設の問題等ありましたけれども、そういったものを安全側に解消していくという目的とはちょっと異なる部分ですので、以上であります。

- ○樋之口委員長 打越委員。
- ○打越委員 意味はよく分かりました。ソフト面ということでありますが、ひたちなか市の現在の道路の使い方とか、道路構造令から言わせますと、さっき千葉県八街市の話をしましたが、

ある程度危険なところがありますよね。そういう場合に、幅員が極端に狭くて車の動線について支障があるようなことは、要するに円滑に、構造に円滑にするものは市としてそこを買収できるとか、賃貸して道路分として広げるとか、そういう市としての指針というのはできるものですかということを聞きたかったわけです。今お話を聞きましたので、バリアフリーとか、佐和駅とか勝田駅の中のそういうソフト面の考え方ということでありまして、よく分かりましたので、また後で。

- ○樋之口委員長 よろしいですか。
- ○打越委員 はい、意見です。ありがとうございました。
- ○樋之口委員長 じゃあ、意見だけで。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しま した。

次に、議案第109号 市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

提出者の説明を願います。三木建設部長。

○三木建設部長 それでは、議案第109号 市道路線の認定及び変更についてご説明させていただきます。

道路法第8条及び第10条の規定に基づき、路線の認定及び変更を行うものであります。

議案書2ページ,市道路線の認定表及び参考資料,路線位置図を併せて参照願います。

ナンバー1, ナンバー2, 佐野地区687号線及び688号線, 参考資料は1ページから2ページです。高場地内佐和駅東土地区画整理事業地2工区において開発行為で整備され, 帰属された路線であります。

次に、ナンバー3、ナンバー4、足崎・長砂地区327号線及び328号線、参考資料3ページから4ページです。足崎地内において開発行為で整備され、帰属された路線であります。

次に、ナンバー5、足崎・長砂地区329号線、参考資料5ページから6ページです。調査 により未認定と判明したため、路線を認定するものであります。

次に、ナンバー6、中央地区808号線、参考資料7ページ、8ページであります。足崎地内寄付受入要綱に基づく寄付により帰属された路線であります。

次に、ナンバー7、湊北部地区421号線、参考資料は9ページ、10ページであります。 磯崎地内美乃浜学園駅新設により駅前広場が整備され、既存市道湊北部地区67号線が分断されたことで新たに認定するものであります。 以上7路線を市道認定するものであります。

続きまして、議案書3ページ、市道路線の変更表を参照願いたいと思います。

ナンバー1,馬渡・中根地区442号線,参考資料11から12ページです。東部第一土地 区画整理地内自転車歩行者専用道路の終点部が変更になったものであります。また、ナンバー 2,市道北部67号線、参考資料13,14ページであります。美乃浜学園駅前広場築造によ り分断された、起点が変わるため変更するものであります。これら2路線の変更を行うもので ございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋之口委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しま した。

次に、議案第110号 東中根高場線常磐線立体交差新橋増設工事委託事業に関する協定の 締結についてを議題とします。

提出者の説明を願います。小倉都市整備部長。

○小倉都市整備部長 それでは、議案第110号についてご説明を申し上げます。

議案書の本文をご覧ください。東中根高場線常磐線立体交差新橋増設工事を東日本旅客鉄道株式会社に委託することについて、施行協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処理に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1番の協定の目的につきましては、高場陸橋の4車線化工事に伴いまして、JR常磐線の線路敷横断部分の新しい橋の架設工事につきましてJR東日本に委託をしようとするものです。

協定の金額は、8億860万円です。

- 3,協定の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長であります。
- 4,施行期間は、議決の翌日から令和7年3月31日ということで、令和6年度末でございます。

本件に関連しまして、今期定例会の会期冒頭、令和3年度一般会計補正予算(第6号)にて令和3年度から令和6年度までの4か年にわたりまして、限度額8億860万円の債務負担行為を設定させていただくことについて議決をいただいたところであります。つきましては、現在準備段階として市が実施をしております前後のスロープ部分、斜度の部分の工事あるいは橋

桁を支える橋台の工事スケジュールと整合を図りつつ、最短での供用開始を目指してまいりたいと考えております。現在、いわゆる仮契約の状態になっておりますところ、速やかにJR東日本との正式な施行協定を締結したいと考えておりまして、本議案を提出させていただいた次第でございます。

お配りしております参考資料の裏面をご覧いただきますと、事業概要です。整備の概要としましては、現在の高場陸橋の北側に新しい橋を架けまして4車線化をしようとするもので、現在市が行っておりますのが図の青色の区間、JR常磐線の東西のスロープの部分の盛土の工事を現在行っておるところです。そして、今回の協定でJRに委託する区間、これが図の赤色で示しております常磐線の上空をまたぐ区間、延長は41メートルございます。この区間の工事でございます。

整備スケジュールですが、本議案の議決をいただきましたら直ちに準備に入りまして、現在 高場陸橋の両側についている歩道橋のうち北側のもの、北側のものが新しい橋と干渉しますの で、これを撤去するという工事を令和4年度に実施いたします。新しい橋の主桁を架設する工 事を約1年かけて行いまして、その後道路舗装工事を行ってまいります。4車線での供用を開 始できる時期につきましては、現在のJRとの協議状況を踏まえますと、令和6年6月頃にな るのではないかというふうに見込んでおります。なお、その後も電力設備の移転工事など残工 事を行いまして、協定工事の完了は令和6年度末の予定です。

その下の完成のイメージ図は、北側から見たものとなります。 JR線をまたぐ橋の部分が今回委託する区間、その前後は盛土による斜度ということになります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○樋之口委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。打越委員。
- ○打越委員 説明ありがとうございました。納税者の立場に立っての税金の使い方は、地方自治にとって最も重要なことであると思っています。また、今回の議案は債務負担行為の議決であったものでありまして、議会の関与を保つ議案だと、これらを審議することは、二元代表制については地方議会の役目であると考えております。

今回の東中根高場線の立体交差の中で、東日本鉄道の協定の中での委託事業でありますが、中身が土木工事であり、また公共事業の最たるものである以上、議会案件とすることが税の透明性及び投入の説明責任を受任する行政への信頼を得るものであると考えており、今般の議案第110号には異議がないもので、賛成であります。

その上で、ちょっとお聞きしたいことがございまして、この大きな8億円を超える税金の投入なんですが、補助事業の割合を教えていただきたいと思います。

- ○樋之口委員長 神永都市計画課長。
- ○神永都市計画課長 国の補助を受けて施行するわけですが、令和3年度につきましては国のほうから50%、5割の補助をいただくことになってございます。それから、令和4年度以降につきましては若干補助率が上がりまして、55%の補助を活用できるということで今のところ県のほうとお話をしているところでございます。

- ○樋之口委員長 打越委員。
- ○打越委員 ありがとうございました。補助を受けているということで、本年は50%、来年から55%ということでありまして、金額的には出来高払いみたいな、4年間で払うというような感覚でおりますが、委託事業であっても、JRが対処することでありますが、補助を受けていることもあるから、この会計検査等の市の関わりはどのようになっていくんでしょうか。
- ○樋之口委員長 神永都市計画課長。
- ○神永都市計画課長 最終的に会計検査の対象になれば、市のほうが受検をするという形になります。
- ○樋之口委員長 打越委員。
- ○打越委員 そのようなことは常識であるし、そういうことになりますので、書類上の整理を よろしくお願いしたいと思います。

また、2点目なんですが、この新橋、幅員がありまして、高場陸橋の構造上の質問として、 東中根高場線がずっと1線で入ってまいりまして、その間に勝田佐野線の交差点、勝田停車場 佐和線の交差点が、センターがずれていると思うのでございますが、そこら辺の交差点及びチャンネルの考え方をちょっと教えてください。

- ○樋之口委員長 神永都市計画課長。
- ○神永都市計画課長 ご指摘のとおり、若干のずれというのが生じてまいります。今回、先ほど部長の説明にもございましたが、現在の橋の北側、佐和駅側に新しい橋をつけて4車線化をすると。今、委員ご指摘のとおり、橋の幅員が若干違います。先ほどご説明に使わせていただいた参考資料のほうにも断面図を載せてございます。現橋はほぼ10メートル、それから新橋は8.5メートルということで、若干幅員の違いがございます。

そういった観点で、現在の道路から陸橋部分にすり付ける際にどうしても若干のずれが出てきてしまうというところです。具体的に申しますと、例えば、今の佐野線側ですね、マクドナルドですとかラーメン屋さんがある側をちょっと具体例として出しますと、今の足崎方面から6号方面に向かう場合というのは、現在の橋そのまま、同じ幅員ということになります。反対に、6号方面から足崎方面に向かう場合というのは、北側に拡幅されていますけども、最終的には今の道路に戻ることになりますので、交差点を過ぎると徐々に右側にずれていくような形になりますので、全体的には少しずれたような形になるということでございます。

- ○樋之口委員長 打越委員。
- ○打越委員 話の中身は、高場線でも佐野線でも交差点の事故が多いと。今、テレビでやっているように、80歳、75歳という車の運転の事故が多いんですけど、結局私が言いたいのは、交差点を越えてから幅員が違うものについては結構運転者はどぎまぎしまして、ましてや佐野線に行くほうは下りになりますので、それで高場線の道路のほうが狭いわけなもので、そこら辺のアプローチの仕方が一番心配で、年寄りは真っ直ぐ行っちゃったらぶつかっちゃったということが結構あり得ることで、ひたちなか市の交通安全の中でも交差点の事故が一番多いんですよという説明を受けていますので、そこら辺の受け方は都市計画のほうでどういう、今、神

永さんが言ったように、高場線はちょっと狭いけど、そういう動線になりますということなんですが、そこら辺の安全確認のほうの考え方をお聞きしておきます。

- ○樋之口委員長 神永都市計画課長。
- ○神永都市計画課長 ご指摘のほう、ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりで、年配の方という点もあるでしょうけども、若い人でもそういったずれが生じた場合には大変難しい合流が待っているということで、今回の部分につきましては、用地買収的には、先ほどの交差点部分からすぐのところに小児科のクリニックがあると思うんですが、あの辺りまで用地買収をしまして、北側に拡幅すると。その後、現道、今の高場線、いわゆる産業道路の今の幅員のままで、その2車線をしばらく、具体的にコープのお店、それからローソン、あそこの角があると思うんですが、大体500メートルぐらい距離がございます。あの間で1車線に絞るというような予定で設計をいたしまして、これから警察のほうと協議を進めてまいります。

当然、車線を絞るなりということがございますので、誘導線をきっちり引くですとか、それからゼブラですね、安全地帯をつくるような形で極力見間違いといいますか、そういった安全上に配慮した、そういった道路の線ですとか、そういったことで安全性のほうは確保してまいりたいというふうに考えてございます。

○樋之口委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しま した。

以上で議案審査を終了します。執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○樋之口委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

12月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さんから何かご意見ありませんか。

(「正副一任」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 それでは、正副一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 それでは、案件は正副一任、日程については副とお話しして、10月18日 の週で決めたいと思うのですが、ご都合を確認したいと思います。――19日が駄目。ほかに都合の悪い……。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 それでは、19日を除く18日の週で、正副で案件、それから日程については決定させて、早いうちにご連絡を申し上げたいと思います。

次に、閉会中の継続調査申し出についてです。

閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

- ○樋之口委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。草野主事。
- ○草野主事 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議 最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものでございます。

内容につきましては、ただいまお配りしました閉会中の継続調査申出書(案)に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この案を提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○樋之口委員長 ありがとうございました。ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し 出につきまして、何かご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 異議ありませんので、この案を本会議最終日に提出します。 次に、その他に入ります。何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○樋之口委員長 以上で本日の案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。ありがとうございました。

午前10時35分 閉会